建設省告示第 号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項の規定に基づき、木造建築物に
設ける物置等の床面積及び高さに応じて階の床面積に加える面積を次のように定める。
平成十二年月日
建設大臣中山正暉
木造建築物に設ける物置等の床面積及び高さに応じて階の床面積に加える面積を定める件
木造建築物に設ける物置等の床面積及び高さに応じて階の床面積に加える面積は、以下の式により算出し
た値とする。ただし、当該物置等の高さ(主要な横架材間の距離のうち最大の値をいう。以下同じ。)が一
・四メートル以下で、かつ、当該物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の十二・五パーセント以下
である場合は、零とすることができる。
$a = \frac{h}{2.1}A$
この式において、 a 、 h 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該物置等の鉛直投影面積(単位 平方メートル)
h 当該物置等の高さ(単位 メートル)
a 階の床面積に加える面積(単位 平方メートル)

1